

## 職業安定法施行規則第25条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める数

(平成15年12月25日)  
(厚生労働省告示第444号)

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第25条の3第1項の規定に基づき、職業安定法施行規則第25条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める数を次のように定め、平成16年3月1日から適用する。

職業安定法施行規則第25条の3第1項の厚生労働大臣の定める数は、10とする。